

三 島 市 長 豊 岡 武 士 様
三島市議会議長 土 屋 俊 博 様

三島市監査委員 松 岡 勇 夫

三島市監査委員 佐 藤 晴

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定により、平成26年度定期監査[工事監査]（第6号）を実施したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり報告します。

記

1 監査の対象

- (1) 「市道沢地49号線道路改良工事」
工事担当課・事業担当課 都市整備部 土木課
- (2) 「北中郷汚水幹線枝線管渠布設工事（第71工区）」
工事担当課・事業担当課 上下水道部 下水道課

2 監査の期間

平成26年12月20日から平成27年2月4日まで

3 監査の範囲

平成27年2月3日現在、施工中又は施工予定の監査対象工事のうち、監査委員が指定したものの。

4 監査の方法

監査の対象工事に係る計画、設計、施工等が適切かつ効果的に執行されているか工事関係書類を審査するとともに、工事現場の現地調査を行った。

なお、技術調査業務を公益社団法人大阪技術振興協会に委託し、技術士の派遣を求め実施した。

5 監査の結果

監査の対象工事を監査した結果、当該工事は適正に実施されているものと認めた。

なお、書類整備等に係る軽易な事項については、後日担当課より提出された資料により確認した。

当該監査結果における指摘事項及び意見・要望は、次のとおりである。

(1) 共通事項

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

- ① 今後、施工計画書を受領する際の内容確認は、意図している設計が施工計画書を実行することにより、要求品質の確保ができるか否かの技術的判断を行うよう努められたい。

(2) 個別事項

ア 土木課

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

- ① 水路床版工における型わく支保工は労働安全衛生規則に基づき堅固な構造とし、組立図に従って組み立て、組立図は設計計算書に従って作成しなければならないことを認識し、事前に受注者に関係書類を提出させるよう検討されたい。

イ 下水道課

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

- ① 舗装版切断時に発生する濁水の収集・運搬・処理に係る内容について、受注者に施工計画書に記載し提出させるよう検討されたい。
- ② 土止め支保工の計算書及び組立図について重要な事項である事を認識し、施工計画書等での提出と特記仕様書に記載するよう検討されたい。